

○田布施町電動カー地域ナンバー登録制度要領

平成28年9月1日

訓令第35—2号

改正 平成29年4月1日訓令第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、田布施町に居住する電動カー（シニアカーのみを対象とする。）利用者の交通事故をはじめとする各種事故及び犯罪被害を防止するため、関係機関・団体等が協力して支援する電動カー地域ナンバー登録制度（以下「登録制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 登録制度に係る庶務は、田布施町健康保険課長寿支援係において処理する。

2 登録制度に参加する関係機関・団体等（以下「関係者」という。）とは、田布施町、警察署、消防署等の関係機関のほか、高齢者介護施設等の団体及び民生委員等の地域ボランティアとし、電動カー利用者に事故が発生したとき又は登録地域から離れた場所で電動カーが発見されたときなど相互に連携し、支援を展開するものとする。

(登録に向けた取り組み)

第3条 職員及び関係者は、家庭訪問などにより電動カーの利用者にこの制度の趣旨及び概要を紹介し、登録を推奨するものとする。

2 登録希望者は、登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町に提出するものとする。

3 職員は前項の申請書の提出があったときは、登録希望者の住所、氏名、生年月日及び連絡先等を電動カー利用者名簿に記入し、一元管理するものとする。

4 電動カー利用者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対し、「地域ナンバーシール」を交付し、職員が貼り付けを行う。

(登録事項の変更)

第4条 登録者が転居した場合又は登録者に変更が生じた場合若しくは緊急連絡先に変更があった場合には、変更届（様式第2号）に必要事項を記入し、町へ届け出るものとする。この際、転居等により地域表示を変更する必要があるときは、「地域ナンバーシール」を新規に発行することとする。

2 登録者が電動カーの利用を中止又は廃止する場合には、町へ申し出を行うものとする。その際、不要となった「地域ナンバーシール」は登録者が責任を持って処分することとし、原則として町での回収は行わないものとする。

(電動カー利用者の遵守事項)

第5条 電動カー利用者は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第3項第1号に規定する「歩行者」であることを認識し、交通ルール及びマナーを遵守するものとする。

2 電動カーを夫婦で共有する場合は、夫婦両者の登録を必要とする。

(その他)

第6条 この制度の運用については、この要領によるほか、町が主催した会議において、各機関等で協議するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年9月30日から施行する。

附 則(平成29年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号

電動カー利用者登録申請書

年 月 日

田 布 施 町 長 様

(申請者) 住所 田布施町

氏名 ㊟

続柄 ()

電話番号 () -

次のとおり、利用者登録を申し出ます。

なお、緊急を要する際は関係協力機関等に情報提供することに同意します。

登録番号 (標識)			
住所	田布施町 (自治会名) []		
(ふりがな)			性別
氏名			男 ・ 女
生年月日	年 月 日生		
世帯主			
電話番号	加入番号		
	携帯電話		
緊急連絡先 (2件)	住所		
	氏名		
	登録者との続柄		
	電話番号		
使用電動カー	会社名		自 車 ・ レンタル
	形式		
	車体番号		
	塗色		
	特徴等		
レンタル会社名			
備考			

様式第2号

電動カー利用者変更届

年 月 日

田 布 施 町 長 様

(申請者) 住所 田布施町

氏名 ㊞

続柄 ()

電話番号 () -

次のとおり、利用者変更を申し出ます。

なお、緊急を要する際は関係協力機関等に情報提供することに同意します。

【現利用者】

登録番号 (標識)			
住所	田布施町 (自治会名) []		
(ふりがな)		性別	
氏名		男 ・ 女	
生年月日	年 月 日生		
電話番号			

【新規利用者情報】

※変更箇所のための記入でも構いません。

住所	田布施町 (自治会名) []		
(ふりがな)		性別	
氏名		男 ・ 女	
生年月日	年 月 日生		
電話番号			
緊急連絡先 (2件)	住所		
	氏名		
	登録者との続柄		
	電話番号		